

文京区建設事務手数料条例 (低炭素建築物認定関係)

低炭素建築物新築等計画の認定に関する手数料

申請の種類		適合性確認機関が技術的審査を行い、適合証が発行されたもの※1			
		認定申請	変更認定申請		
一戸建て住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)		4,700 円	3,300 円		
共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	一の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの	4,700 円	3,300 円	
		同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	9,400 円	6,600 円	
		同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	16,000 円	11,000 円	
		同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	27,000 円	19,000 円	
		同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	45,000 円	32,000 円	
		同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	82,000 円	58,000 円	
		同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	131,000 円	93,000 円	
		同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	170,000 円	122,000 円	
		同時に申請する戸数が301以上のもの	185,000 円	134,000 円	
	一の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	4,700 円	3,300 円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	9,400 円	6,600 円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	16,000 円	11,000 円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	27,000 円	19,000 円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	45,000 円	32,000 円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	82,000 円	58,000 円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	131,000 円	93,000 円
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	170,000 円	122,000 円
			1棟の総戸数が301以上のもの	185,000 円	134,000 円
		※2 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300 円	6,500 円
			当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000 円	18,000 円
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000 円		56,000 円		
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000 円		88,000 円		
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000 円		112,000 円		
※3 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300 円	6,500 円		
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000 円	18,000 円		
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000 円	56,000 円		
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000 円	88,000 円		
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000 円	112,000 円		
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300 円	6,500 円		
	建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000 円	18,000 円		
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000 円	56,000 円		
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000 円	88,000 円		
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000 円	112,000 円		
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000 円	140,000 円		

※1 適合性確認機関が行う技術的審査を活用せずに申請をされる場合は、手続きが異なりますのでお問い合わせください。

※2 共用廊下等の部分……住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分

※3 非住宅の部分……住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分